

都道府県特認地域の変更について

令和元年7月

農林水産省

1. 中山間地域等直接支払制度の対象地域と対象農用地に係る特認

- 中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法8法の指定地域に加え、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）を対象地域としている。
- また、対象地域内において、傾斜等の基準を満たす農用地に加え、これらに準ずるものとして都道府県知事が定める基準（特認基準）を満たす農用地を対象農用地としている。

対象地域

【地域振興立法8法】

- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・ 山村振興法
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法
- ・ 半島振興法
- ・ 離島振興法
(以上を「地域振興立法5法」と称する。)
- ・ 沖縄振興特別措置法
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法

【特認地域】

- ・ 都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域
※ 第4期対策では、大阪府と沖縄県を除く45都道府県が特認地域を指定
(地域の例)
 - ・ 8法地域に地理的に接する地域

対象農用地

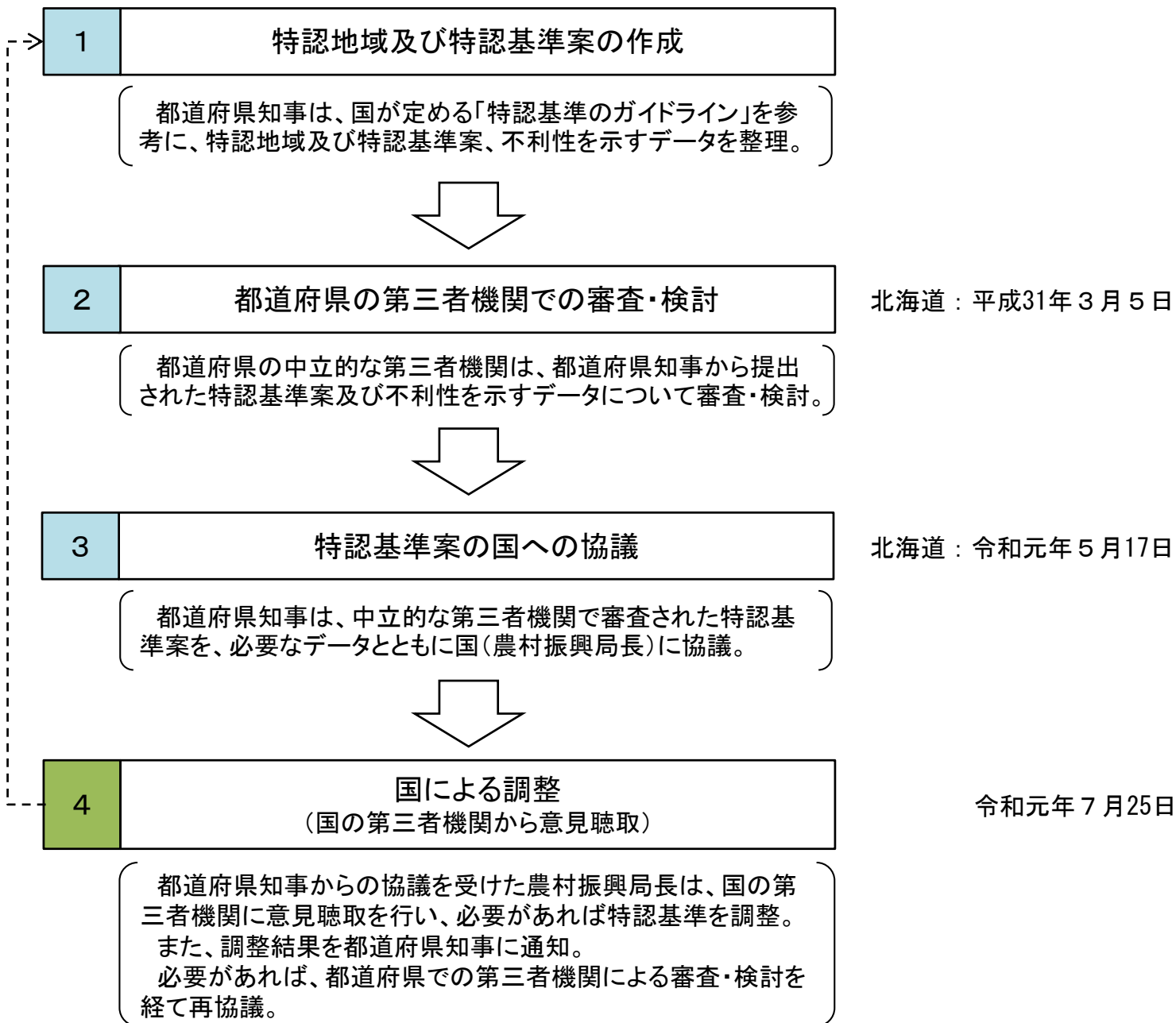
- ・ 急傾斜
(田:1/20以上
畑、草地、採草放牧地:15度以上)
- ・ 自然条件により小区画・不整形な田
- ・ 積算気温が低く、草地比率の高い(70%以上)地域の草地
- ・ 緩傾斜(市町村長が認めた場合)
(田:1/100~1/20
畑、草地、採草放牧地:8~15度)
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(市町村長が認めた場合)

【特認基準】

- ・ 上記に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準
※ 第4期対策では、6県(新潟県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)が特認基準を設定
(基準の例)
 - ・ 離島の平地

(注) このほか、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興特別区域内に存する、特認基準に該当する農用地も、特例として対象農用地とすることができる(ただし、実績はない)。

2. 特認地域及び基準の設定に係る事務の流れ



3. 北海道における特認地域の変更（案）

(1) 北海道（特認地域の変更）

① 変更内容

対象地域について、センサス集落※1における財政力指数※2の数値を更新。

※1 農林業センサス（農林水産省統計部）の農業集落。

※2 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる（総務省地方財政状況調査）。

現行	変更(案)	(参考)特認基準のガイドライン
5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の基準を満たすこと。	5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の基準を満たすこと。	三大都市圏の既成市街地等に該当せず、次のアからウまでの要件を満たすこと。
(ア) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上。	(ア)～(ウ) 現行と同じ	ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
(イ) DID(人口集中地区)からの距離が30分以上。		イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上
(ウ) 人口減少率(平成17年～22年)が3.5%以上又は、人口密度150人/km ² 未満であること。		ウ 人口の減少率(平成17年～22年)が3.5%以上でかつ、人口密度150人/km ² 未満であること
(エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.42以下であること。	(エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.5以下であること。	

② 変更の理由

特認地域の要件のうち、センサス集落の属する市町村の財政力指数については過疎地域自立促進特別措置法に規定される過疎地域要件の一つである財政力要件の指数を適用しているが、同法の平成29年4月1日付け改正によって指数の数値が見直された。

このため、この数値に合わせて更新を行うことが適当であるとし、平成31年3月5日に北海道の第三者機関による審査を経て、令和元年5月17日付けで農村振興局長に協議がなされたところ。

③ 特認地域の変更による影響

- 1) 交付対象面積 174haの増加(旭川市内の東旭川地域)
- 2) 交付金額 事業費:36,547千円、うち国費:12,182千円

④ 変更(案)について

以下の理由により、妥当と判断。

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定される過疎地域要件の1つである財政力指数の見直しに伴う更新であること。

【参考】 北海道における特認地域及び特認基準

北海道の特認地域及び特認基準（特認基準は変更無し）

- ① 農林統計上の中山間地域（旧市町村）
- ② 三方又は四方が5法地域（海を含む。）に囲まれ、かつ、次の1又は2の要件を満たす旧市町村。
 - 1 専業農家率が55%以上で、かつ、耕地率が20%以上、条件不利農用地の面積が90%以上。
ただし、DID（人口集中地区）を除く。
 - 2 専業農家率が55%以上で、かつ、次のア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 耕地率20%未満で、条件不利農用地が85%以上。
 - イ 旧市町村が存在しなく、地域の形成発展過程からDIDと農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、その区分された農村地域について、次の(ア)、(イ)の要件を満たすこと。
 - (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上。
 - (イ) 人口減少率（H12～H17）が3.5%以上で、かつ人口密度150人/km²未満。
- ③ 5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村（旧市町村が無い場合には、地理的・歴史的条件等旧市町村類似・同程度と道の第三者機関において認められる範囲）内の地域。ただし、次の(ア)及び(イ)の基準を満たすこと。
 - (ア) 5法地域と当該特認地域からなる区域に用排水路が介在し、それら区域において、営農の一体性が認められること。
 - (イ) 当該地域の面積規模は、(ア)の区域内の5法地域の面積規模と同程度以下であること。
- ④ 5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の基準を満たすこと。
 - (ア) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上。
 - (イ) DID(人口集中地区)からの距離が30分以上。
 - (ウ) 人口減少率(平成17年～22年)が3.5%以上又は、人口密度150人/km²未満であること。
 - (エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.5以下であること。

上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする

- 傾斜農用地（田1/100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上）
- 自然条件により小区画・不整形な田
- 草地比率が高い（70%以上）地域の草地
- 高齢化率・耕作放棄率の高い農地